

名古屋市公報

平成16年 5月 5日号

第553号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市職員倫理審査会規則	(総務・監察室) (第71号)	3
告	示	
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第218号)	5
○ 名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧	(緑土・緑化推進課) (第219号)	7
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について	(緑土・農政課) (第220号)	8
○ 生活保護法による指定医療機関等の廃止	(健福・保護課) (第221号)	9
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第222号)	10
○ 生活保護法による施術者の指定	(健福・保護課) (第223号)	12
○ 道路法による違法物件の除却公告	(緑土・道路管理課) (第224号)	13
○ 市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第225号)	15
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	23
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	26
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	29

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市職員倫理審査会規則 （第 71 号）

1 制定の目的

名古屋市職員倫理審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを
目的とします。 （第 1 条関係）

2 審査会の組織

審査会の会長、合議体、議長及び議員の除斥並びに事務局について必要な
事項を規定します。 （第 2 条～第 5 条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市職員倫理審査会規則をここに公布する。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第71号

名古屋市職員倫理審査会規則

（目的）

第1条 この規則は、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第9条第9項の規定に基づき、名古屋市職員倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（除斥）

第4条 会長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、総務局職員部監察室において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 218号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 4月27日

名古屋市長 松 原 武 久

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
平成14年11月20日 14指令住開指第 2—75号	名古屋市港区新茶屋二丁目1411番 2	名古屋市中川区東起町 3 丁目17番地 中野佳代 中野直利
平成15年 3月14日 15指令住開指第 2—21号 （ 変 更 許 可 ） 平成15年10月27日 15指令住開指第 2—80号	名古屋市南区若草町25番 1、扇田町42番	名古屋市中村区名駅四丁目 5番28号 近鉄不動産株式会社名古屋支店 支配人（取締役支店長） 山下和男
平成16年 2月 9日 15指令住開指第 2— 105号	名古屋市守山区八剣一丁目 905、 906、 907番	名古屋市守山区大谷町 1 番37号 株式会社加古井建設 代表取締役 加古井哲彬
平成15年 3月 4日 15指令住開指第 2—15号	名古屋市港区藤高一丁目 219番 2、 219番 3	名古屋市港区藤高一丁目 219番地 2 清水正光

平成16年 1月14日 15指令住開指第 2—97号	名古屋市南区扇田町43番 2、44番 3	名古屋市千種区東山通五 丁目20番地の 1 ミサワホーム東海株式会 社 代表取締役 宮川公策
平成14年 9月 2日 14指令住開指第 2—56号	名古屋市中川区東かの里 町1302番 2 外 3筆	名古屋市中川区江松五丁 目 116番地 平松等
平成15年 7月31日 15指令住開指第 2—52号	名古屋市中川区富永四丁 目 235番、 236番	名古屋市中川区富永四丁 目 236番地 佐々木文彦 佐々木一弥
平成14年 6月24日 14指令住開指第 2—34号 (変更許可) 平成14年12月12日 14指令住開指第 2—79号	名古屋市緑区鳴海町字前 之輪 161番 1、 161番 2 (第 2工区)	名古屋市緑区作の山町 217番地 創建有限会社 取締役 出口香代子
平成15年 3月10日 15指令住開指第 2—18号	名古屋市緑区鳴海町字細 根16番 1の一部 (41,502 ㎡のうち)	名古屋市緑区鳴海町字相 原町27番地 下郷君雄
平成15年 9月24日 15指令住開指第 2—71号	名古屋市港区西福田一丁 目1808番	海部郡蟹江町緑二丁目 6 番地 大橋文夫
平成16年 1月 5日 15指令住開指第 2—95号	名古屋市港区藤高五丁目 44番、45番	愛知県安城市錦町 7番 2 号 川端美加 川端康之

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 219号

名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

平成16年 4月27日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑化推進課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧に供する図書

次に掲げる名古屋都市計画事業に係る図書

(1) 名古屋都市計画緑地事業第11号大高緑地

(2) 名古屋都市計画緑地事業第 8号牧野ヶ池緑地

名古屋市緑政土木局緑地部緑化推進課

名古屋市告示第 220号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）
第4条の2第1項の規定により、東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成16年 4月28日

名古屋市長 松 原 武 久

使用料を納付しなければならない期間

平成16年 5月 1日（土曜日）から平成16年 5月 5日（水曜日）まで

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 221号

生活保護法による指定医療機関等の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関等から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

医 療 機 関 等 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
北林病院	名古屋市中村区中村町 7丁目60番地	平成15年 4月30日
田中整形外科医院	名古屋市北区杉村一丁目 6番25号	平成16年 3月 8日
松原眼科院	名古屋市西区浄心本通 3丁目 7番地	平成16年 1月 6日
医療法人愛正会スマイル歯科	名古屋市北区尾上町 1番地の 2	平成15年12月31日
古井歯科	名古屋市中区千代田二丁目10番28号	平成16年 2月 6日
自由ヶ丘薬局	名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目16番	平成16年 1月31日
こぐま薬局筒井店	名古屋市東区筒井町 4丁目25番地の 2	平成16年 2月29日
なぎさ薬局	名古屋市中川区宮脇町 1丁目 142番の 2	平成16年 2月29日
薬局サングリーン港北店	名古屋市港区港北町 2丁目 8番地	平成15年 6月30日
大学堂薬局	名古屋市緑区大高町字町屋川59番地	平成16年 1月31日
クスリの清水薬局鳴海店	名古屋市緑区六田一丁目 192番地	平成16年 3月22日
スカイ調剤薬局	名古屋市名東区本郷二丁目66番 2号	平成16年 3月 6日
力野マッサージ治療院	名古屋市南区駄上一丁目 5番26号	平成16年 1月31日
古田接骨院	名古屋市千種区上野二丁目 4番14号	平成16年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 222号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

1 病院、診療所及び薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
松原眼科院	名古屋市西区浄心本通 3丁目 7番地	平成16年 4月 1日
北林病院	名古屋市中村区中村町 7丁目60番地	平成16年 4月 1日
ダイヤビルレディースクリニック	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	平成16年 4月 1日
あさもとクリニック皮膚科	名古屋市昭和区菊園町 4丁目30番地の 1	平成16年 4月 1日
弥富通クリニック	名古屋市瑞穂区弥富通 4丁目60番地	平成16年 4月 1日
眼科明眼院	名古屋市中川区大畑町 2丁目14番地の 1	平成16年 4月 1日
たけうち心療内科	名古屋市天白区植田三丁目1518番地	平成16年 4月 1日
こまいレディースクリニック	名古屋市天白区山根町 136番地	平成16年 4月 1日
スマイル歯科	名古屋市北区尾上町 1番地の 2	平成16年 4月 1日
古井歯科	名古屋市中区千代田二丁目10番28号	平成16年 4月 1日
ベイシティ歯科医院	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	平成16年 4月 1日
自由ヶ丘薬局	名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番 27号	平成16年 4月 1日
こぐま薬局	名古屋市東区筒井町 4丁目25番地の 2	平成16年 4月 1日
なごの調剤薬局	名古屋市西区那古野二丁目 7番 7号	平成16年 4月 1日

フォレスト調剤薬局	名古屋市熱田区比々野町70番地の 6	平成16年 4月 1日
薬局サングリーン 港北店	名古屋市港区港北町 2丁目 8番地	平成16年 4月 1日
大学堂薬局	名古屋市緑区大高町町屋川59番地	平成16年 4月 1日
スカイ調剤薬局本 郷店	名古屋市名東区本郷二丁目94番地の 1	平成16年 4月 1日

2 指定訪問看護事業者

指定訪問看護事業者	主たる事業所の所在地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションの 名称	所 在 地	
有限会社 憩	名古屋市熱田区切戸町 3丁目 7 番地の 1	平成16年 4月 1日
訪問看護ステーション憩	同 上	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 223号

生活保護法による施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

施 術 者 名	住 所	指 定 年 月 日
施 術 所 名	所 在 地	
市 川 崇	名古屋市中村区長筈町 7丁目59番地の 3	平成16年 4月 1日
力野マッサージ治療院	海部郡七宝町大字伊福字壱町畑83番地	
後 藤 聡 子	名古屋市守山区小幡一丁目 9番12号	平成16年 4月 1日
鍼灸順法庵空	同 上	
横 井 達 也	名古屋市緑区鳴海町山ノ神38番地	平成16年 4月 1日
あおぞら治療院	同 上	
飯 田 敏	名古屋市東区筒井二丁目 9番17号	平成16年 4月 1日
いいだ接骨院	同 上	
高 橋 康 活	名古屋市昭和区小桜町 3丁目 7番地の 1	平成16年 4月 1日
柳 原 接 骨 院	名古屋市北区柳原四丁目 4番 4号	
山 口 典 威	名古屋市南区汐田町 6番地の 24	平成16年 4月 1日
元 氣 接 骨 院	名古屋市南区城下町 3丁目 9番地の 1	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 224 号

道路法による違法物件の除却公告

道路法（昭和27年法律第 180号）第43条第 2号の規定に違反し、道路管理上支障となっている物件について、その除却を命ずべき者を確認することができないので、同法第71条第 3項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 下記の物件の所有者は、平成16年 5月13日までにこの物件を撤去してください。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が、下記の物件の所有者等の負担において除却処分します。

記

所 在 地	メーカー名	車 種	登録番号等	色
港区当知 1丁目 301番地 1先道路	外国車	ボルボ 740	名古屋33ひ9330	銀
港区西茶屋 1丁目 201番地先道路	トヨタ	クレスト	名古屋74ま 387	白
港区木場町 9番地 5先道路	ダイハツ	ミラ	L70V-756863	黒
港区木場町 9番地 5先道路	トヨタ	スプリンター	三重53そ6724	白
港区木場町 9番地 5先道路	ニッサン	プリメーラ	P10-123812	灰
港区木場町 9番地 5先道路	ニッサン	アベニール	VEW10-040187	白
港区当知 2丁目 1301番地先道	トヨタ	セリカ	不詳	灰

港区丸池町 3丁目 1 番地先道路	スズキ	エブリィ	DC51T-132809	白
港区当知 4丁目 308 番地先道路	トヨタ	チェイサー	不詳	白
港区小碓 3丁目 67番 地先道路	マツダ	センティア	福井33は6857	黒
港区知多 1丁目 115 番地先道路	ダイハツ	アルト	尾張小牧50に 2313	白
港区港明 2丁目 4番 4号先道路	ダイハツ	ミラ	滋賀50そ 746	赤
港区知多 3丁目 201 番地先道路	トヨタ	ルシーダ	名古屋 300ち 5170	灰

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の
抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項及び名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第 46号。以下「定住条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅及び定住促進住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、市営住宅においては、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、住宅条例第 8条第 2項の規定により、定住促進住宅においては、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、定住条例第 7条第 1項の規定により、それぞれ入居者決定の抽せんを行います。

平成16年 4月30日

名古屋市長 松 原 武 久

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成16年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所・区役所支所、名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所並びに住まいの窓口

(2) 日時

ア 区役所・区役所支所

平成16年 5月21日（金）から 5月31日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日）を除きます。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成16年 5月21日（金）から 5月31日（月）までの午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日は午後 7時）まで。ただし、同月22日（土）、23日（日）、29日（土）、30日（日）を除きます。

ウ 住まいの窓口

平成16年 5月21日（金）から 5月31日（月）までの午前10時から午後 7時まで。ただし、同月26日（水）、27日（木）を除きます。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成16年 5月22日（土）から 5月31日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とします。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成16年 6月21日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 275戸

(2) 改良住宅

空家住宅 9戸

6 その他

申込者数が公募戸数に達しない場合、仮当せん者の入居資格が不適格と認められた場合及び仮当せん者が入居を辞退した場合は、住宅困窮者特別申込登録者を対象として、当該住宅の募集を行います。

第 2 市営住宅・婚約者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、現に婚約中で、かつ、平成16年11月30日までに全員で入居できる者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 22戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)、(3)、(4)及び (5)の資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるた

めに常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除きます。

- (1) 50歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が 1級から 4 級までのもの
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までのもの及び第 1 款症のもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (6) 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条の規定によるハンセン病療養所入所者等

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1 の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1 の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 54 戸

(2) 改良住宅

空家住宅 7 戸

6 その他

第 1 の一般向けと同じ。

第 4 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成10年度第 1回一般募集から平成15年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
- (3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 5 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 3の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成10年度第 1回一般募集から平成15年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること。
- (3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
 - (1) 公営住宅
空家住宅 3戸
 - (2) 改良住宅
空家住宅 2戸
- 6 その他
第 1の一般向けと同じ。

第 6 市営住宅・高齢者向け改善住宅・世帯向け

- 1 申込みの資格
第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ60歳以上の者を申込み者とし、その者の配偶者または60歳以上の親族を同居者とする世帯
- 2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。
- 4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。
- 5 公募予定戸数
公営住宅
新規住宅 1戸
- 6 その他
第 1の一般向けと同じ。

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 3の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

新規住宅 3戸

6 その他

第 1の一般向けと同じ。

第 8 定住促進住宅

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (2)、(4)及び (5)の資格を有し、かつ、
名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）第
5条に規定する基準の収入があつて、独立の生計を営み、定住条例に基づ
いて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

空家住宅 43戸

6 その他

申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とします。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成16年 4月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルテ太平通

名古屋市中川区八家町 3丁目28番 外 8筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)ヤマナカ	午前10時00分 （年間 100日 午前 9時00分）	午前 9時30分 （年間 100日 午前 9時00分）	午後 9時00分	午後11時00分 （年間 150日 午後11時30分）
(株)ビー・アンド・ディー				午後10時00分
(株)セリア				
(株)プラザクリエイト				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物西側平面駐車場	午前 9時30分から午後 9時30分まで	午前 9時00分（年間 100日午前 8時30分）から午後11時30分（年間 150日午後12時00分）まで
建物屋上駐車場		午前 9時00分から午後10時00分まで（年間 100日午前 8時30分から午後10時00分まで）
敷地外平面駐車場		午前 9時00分（年間 100日午前 8時30分）から午後11時30分（年間 150日午後12時00分）まで

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
井上護謨工業(株)	代表取締役 井上 聡一	名古屋市中村区名駅南二丁目13番 4号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号
(株)ビー・アンド・ディー	代表取締役 正木 實	名古屋市北区丸新町34番地
(株)セリア	代表取締役 大島 康広	岐阜県大垣市外渚 2丁目38番地
(株)プラザクリエイト	代表取締役 河合 宏光	東京都千代田区五番町 1番地

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成16年 5月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,188平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

382台

(2) 駐輪場の収容台数

130台

(3) 荷さばき施設の面積

431平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

89.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後 9時00分まで

- 8 届出の日
平成16年 4月16日
- 9 届出書等の縦覧場所
名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中川区役所情報・相談コーナー及び港区役所情報・相談コーナー
- 10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成16年 4月28日から平成16年 8月30日まで。ただし、日曜日、土曜日及び
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで
- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を
設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の
提出によりこれを述べるすることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
平成16年 8月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成16年 4月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルテ白土・サンリョー

名古屋市緑区鳴海町字白土16番地 外24筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)ヤマナカ	午前10時00分 （年間 100日 午前 9時00分）	午前 9時30分 （年間 100日 午前 9時00分）	午後 9時00分	午後11時00分 （年間 150日 午後11時30分）
上新電機(株)			午後 8時00分	午後 9時00分
(株)55ステーション				
(株)サンリョー	午前10時00分	変更なし		変更なし

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物 A 棟東側平面駐車場	午前 9時30分から午後 9時30分まで（年間 100日 午前 8時30分から午後 9時30分まで）	午前 9時00分から午後10時00分まで（年間 100日 午前 8時30分から午後10時00分まで）
建物 A 棟南側平面駐車場		午前 9時00分（年間 100日午前 8時30分）から午後11時30分（年間 150日午後12時00分）まで
建物 B 棟南側平面駐車場		午前 9時00分から午後10時00分まで（年間 100日 午前 8時30分から午後10時00分まで）
建物 B 棟東側平面駐車場		

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号
近藤 ハツエ	—	名古屋市緑区鳴海町字白土 4番地
東海レベラー鋼業 (株)	代表取締役 小林 直樹	愛知県東海市荒尾町蜂ヶ尻 6番地の 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号
上新電機(株)	代表取締役 土井 栄次	大阪市浪速区日本橋西 1丁目 6番 5号
(株)55ステーション	代表取締役 平尾 茂一	東京都港区赤坂 7丁目10番20号
(株)サンリョー	代表取締役 小林 直樹	名古屋市港区築盛町17番地

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成16年 5月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,380平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

410台

(2) 駐輪場の収容台数

165台

(3) 荷さばき施設の面積

363平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

82.6立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

上記2(1)で既述

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

上記2(2)で既述

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

14箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物 A 棟西側荷さばき施設	午前 6時00分から午後 9時00分まで
建物 A 棟東側荷さばき施設	午前 9時00分から午後 8時00分まで
建物 B 棟東側荷さばき施設	午前 8時00分から午後 8時00分まで

8 届出の日

平成16年 4月16日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
緑区役所情報・相談コーナー及び天白区役所情報・相談コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成16年 4月28日から平成16年 8月30日まで。ただし、日曜日、土曜日及び
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を
設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の
提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成16年 8月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成16年 4月28日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301-2 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
栄開発(株)	代表取締役 新美 温三	代表取締役 村田 貴代志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No	変更前			変更後		
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	(有)星野書店文星堂	代表取締役 星野 忠平	名古屋市熱田区外土居町 2 番 9号	—	—	—
2	—	—	—	(有)ジーツーカーパニー	代表取締役 権田 昭成	名古屋市東区槇木町三丁目 52番地
3	(有)ビジョン	代表取締役 角谷 秀子	愛知県碧南市鏡町三丁目40番地	(株)バリユープランニング	代表取締役 井元 憲生	神戸市中央区坂口通七丁目 2番17号
4	ビーマインド(株)	代表取締役 松本 美由紀	東京都中野区本町二丁目46番 1号	(有)オッズオンジャパン	代表取締役 辺土名 きぬえ	東京都世田谷区祖師谷三丁目 4番 5号

5	㈱ソフィ ア通商	代表取締役 小原 義之	東京都渋谷区恵比 寿二丁目 12番 3号	杉本 国 子	—	愛知県江南市古知 野町塔塚 47番地
---	-------------	----------------	----------------------------	-----------	---	--------------------------

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者の氏名については、平成16年 4月 1日
- (2) № 1の小売業者については、平成16年 2月22日
- (3) № 2及び№ 3の小売業者については、平成16年 3月 3日
- (4) № 4及び№ 5の小売業者については、平成16年 3月26日

4 変更した理由

- (1) 設置者の代表者の氏名については、代表取締役の変更のため
- (2) № 1の小売業者については、退店のため
- (3) № 2の小売業者については、入店のため
- (4) № 3から№ 5までの小売業者については、店舗入替えのため

5 届出の日

平成16年 4月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成16年 4月28日から平成16年 8月30日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成16年 8月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課